

令和3年産米の需給調整に関する取組方針

令和2年12月14日
南砺市農業再生協議会

新型コロナウイルスの感染の拡大は、南砺市の米生産に多大な影響を与えるものとなった。宴会や外食の自粛は、日本酒の消費量を減少させ、南砺市が特産としている酒造好適米（以下酒米）の需要も減少させた。この影響の終息がまだ見えておらず、今後、いつ回復するかは見通しが立っていない。また、中食・外食用米も影響を受けており、令和2年6月末の民間在庫量は全国で200万トンを超えることとなった。

令和2年産の全国の様子は、生産目標面積は多くの道府県で前年より減少させたが、実際の作付面積は、東日本で目標以上の作付が行われ、逆に西日本では目標に届かないところもあった。また、作況は、西日本では台風による雨、登熟期の日照不足やトビイロウンカの影響で平年よりも減少したが、東北などの東日本では順調に生育した結果、作況指数は99となり平年並みが見込まれている。富山県産米は、7月の日照不足などの影響はあったものの、台風による影響がなかったことから作況指数は103となり、やや良となった。

国では、急激な米の生産数量の減少を緩和するため、令和4年6月末の民間在庫量を195万～200万トンとした。また、需要見込みは、人口減少が進むことや1人当たりの米の消費量が減少すると予想されること、さらに新型コロナウイルスの影響を考慮し、前年より12万トン少ない705万トンと推計した。その結果、令和3年産の目標となる生産数量を前年より24万トン少ない693万トンとしている。

富山県農業再生協議会では、令和3年産以降も①県段階の主食用米の生産数量目標の提示、②水田フル活用に向けた作物別生産方針の提示により、「需要に応じた米生産」に県全域で引き続き取り組むことを方針とした。さらに、毎年400ha程度の作付可能面積を残していることから、地域農業再生協議会や生産調整方針作成者間で情報を共有し、可能な限り目標に則した主食用米の生産体制を構築する方針を示した。生産数量の目標については、新型コロナウイルス感染症の影響等による需要量の減少と県産米のシェアを考慮し、前年より2.2%削減した177,632トンとした。また、各市町村への生産数量の目標の配分についても、一律に前年より2.2%削減した数量を配分した。

南砺市農業再生協議会では、国の公表する米の在庫状況や需要量、市内農家の米の生産意欲やこれまでの取組み状況から県の方針を尊重し、県から示された21,608.350トンを生産調整方針作成者に配分する。配分については、県と同様に各水田協をベースとして前年数量に対し、2.2%減少したものとする。地域の基準単収は、南砺市の7年中中庸5カ年の平均値(534kg/10a)に県の補正係数を乗じた528kg/10aと設定し、面積換算値として、4,102haを目標面積とする。生産調整方針作成者及び水田農業推進協議会は、配分された目標数量が作付されるよう取り組み、過剰な作付が行われないよう加工用米や備蓄米、戦略作物の作付けを推進する。

1 主食用米の生産

- (1) 米価安定等による農業経営の安定を図るため、「需要に応じた米生産」を推進し、富山県農業再生協議会が提示する生産数量の目標に基づき、消費者の多様なニーズや需要動向に則した最大限の主食用米の作付けを推進する。主食用米の面積が達成できない場合は次年度からの配分に影響が出ることも考えられ、管内で調整するなど目標数量に沿った作付けを実施する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響から、新しい生活様式に変わりつつあり、需要がある品種や用途が従来品種と異なってきていることから、需要がある品種への作付けを切り替えるなど、需要に応じた米生産に取り組む。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響で日本酒消費量の減少等により酒米の作付面積が減少するが、これまでも南砺市は優良な酒米と糯米の産地であり、特産作物として、実需者のニーズに応えながら、生産面積の確保に努める。今後、コロナウイルスが終息し、需要が回復することも視野に入れ、生産拡大ができるよう体制を整える。また、一時的にコシヒカリ等の中生品種の生産が増え、作業時期が集中することから、労働力の確保など刈り遅れなどが発生しないように作業体制を整える。
- (4) 米の高品質、高食味の追求による需要を確保し、コスト低減や労働時間の削減を図り、農業者の所得の向上を図る。そのため、スマート農業の導入、農地集積及び農地整備を推進し、効率のよい米生産を目指す。
- (5) 「富富富」については、県で高付加価値化に取り組んでいることから、県の生産・販売方針及び中・長期的戦略を継承し、生産者の増加と面積拡大に取り組む。

2 非主食用米の取り組み

- (1) 地域の実情に応じて主食用米と一体的な生産が可能な加工用米、備蓄用米及び新規需要米の生産に取り組む。加工用米については、コロナウイルス感染症の影響から、需要には限りがあるので、加工事業者との契約栽培など安定的なサプライチェーンの構築に取り組む。
- (2) 国内の米の需要が引き続き減少傾向にあり、米の生産面積を維持するためには、海外への輸出に取り組む必要がある。国では2030年の農林水産物・食品の輸出目標を5兆円とし、コメ・コメ加工品の輸出目標600億円を掲げて、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ強力に後押しをしている。生産者の所得向上を図るうえでも今後米の輸出に向けた環境整備が必要である。

3 戦略作物及び園芸作物

- (1) 令和3年度から国では麦・大豆の生産拡大を推進することから、各種補助事業が実施されるので、先進農業機械などの導入などに積極的に取り組み、良質な麦・大豆等の生産拡大に努める。
- (2) 水田のフル活用となる二毛作を推進し、特に大麦等の6月～7月頃に収穫を終えた圃場について、雑草が生い茂る圃場が散見され、害虫等の発生源となる場合や景観を損な

っている。不耕作状況を解消し、農業所得の増大を図るためにも、跡作として大豆やそば、加工用米などの生産を推進する。

- (3) 野菜・果樹等の園芸作物については、「里芋」、「チューリップ球根」及び「三社柿」など従来からある作物に加え、高収益作物である1億円産地づくり対象品目の「たまねぎ」、「にんにく」、「アスパラガス」及び「ブロッコリー」の生産を引き続き推進する。また、ハウス小松菜、青ネギ（葉ネギ）及びにんじんなど新たな園芸作物を推進し、集出荷体制を整えることで農業者の所得の確保・増大を図る。

4 農業経営体の経営強化と地域営農体制

- (1) 米の需要がますます減少し、米生産だけでは農業経営が難しい状況となっている。麦・大豆などの戦略作物の取り組み強化と高収益作物となる園芸作物・果樹などの栽培への転換による農業所得の増大を図る必要がある。地域水田ビジョンや地域農業成長産業化計画などに盛り込み、産地交付金を活用しながら農業経営を支援する。
- (2) 後継者対策が喫緊の課題となっているが、兼業農家では親から子への経営が引き継がれないことが多く、集落営農の構成員減少につながっている。また、個人経営の担い手でも後継者が存在しない農業者も多く存在する。法人化は、経営の合理化だけでなく、経営継承も進めやすいことから、個人経営・営農組織の法人化を今後も推進していく。
- (3) 営農組織の合併などによる再編も検討し、経営規模拡大による後継者の確保や専従者の雇用できるよう支援する。また、複合経営や6次産業化などの多角経営による通年雇用を実現し、労働力不足の解消を図る。
- (4) 農地の集積、後継者の確保、農地整備及び作物等の地域の課題について、人・農地プランや集落・地域による話し合いを推進し、課題の解決を図る。また、中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、担い手と地域住民が草刈り・水路の泥上げなど実施し、農村環境や農地の維持に取り組む。
- (5) 農業への新規参入者獲得のため、農業の魅力を積極的に発信し、関係機関と連携を深め、就農から経営安定までを総合的に支援する。また、担い手における労働力が不足しており、経営規模拡大の意欲も高いことから担い手への就職を支援する。農業就労者や新規就農者を増加させるためには、農業が魅力ある職業として選ばれるよう、農業所得の増大と労働時間の短縮、労働環境の整備などの課題解決に取り組む。
- (6) コロナウィルスの感染拡大により、米をはじめとした農産物や加工品などの価格の下落、また経営者や従業員などが罹患することによる生産活動の停止など、農業経営に悪影響を及ぼす可能性があることから、安定して事業継続できるよう収入保険の加入を推進する。